

「外国人との共生社会」実現検討会議；中間的整理（要旨）

I 外国人を取り巻く状況について

- 日本に滞在する外国人の数は、長期的に増加傾向にあり、この20年間で約100万人から約200万人へほぼ倍増（平成23年末現在：約208万人）。
- 在留資格「永住者（一般永住者）」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」をあわせた「身分又は地位に基づく在留資格」の者は約98万人（全体の約47%、この他「特別永住者」が約39万人）、毎年3~4万人のペースで「永住者（一般永住者）」が増加。
- 国籍別に見ると、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法施行前後から増加した南米日系人に加え、中国人等のアジア系の外国人が大きく増加し、外国人の国籍が多様化。

II これまでの主な取組について

- 政府として、これまでも様々な取組を実施。
 - ・ 地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月）
 - ・ 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成18年12月）
 - ・ 日系定住外国人施策の推進（平成21年～）
（内閣府定住外国人施策推進室の設置、「日系定住外国人施策に関する基本指針」、「日系定住外国人施策に関する行動計画」の策定等）
- 平成24年7月からは、新しい在留管理制度等を導入（在留カードの交付、外国人住民に係る住民基本台帳制度等）

III 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の意義と必要性について

(1) 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の必要性の高まり

- 少子高齢化（人口減少）、グローバル化の進展の中で、外国人も含め、すべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠。
- 外国人を一時的な滞在者としてではなく、社会の一員としてしっかりと受け入れていくという視点に立って、環境整備を進めていくことが必要。
- 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高め、我が国に活力をもたらす外国人を惹きつけることにもなるもの。

(2) 「外国人との共生社会に関する政策」に求められるもの

- 外国人が我が国社会のルールを守り、我が国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会参加を促すという視点が重要。
- 外国人を受け入れる日本社会も変化する必要。外国人と日本人が「双方向的」に歩み寄り、外国人も含めたすべての人にとって暮らしやすい社会を築くという視点が重要。
- 外国人自身も、日本社会へ受け入れられるよう努めることが重要。特に日本語習得が重要であり、その取組を促すとともに、継続的な支援が必要。
- こうした、双方向・相互の理解に基づき、日本社会の一員として社会参加を促進していくという観点からの環境整備の取組は「外国人との共生社会に関する政策」と包括することができる。
- 「外国人との共生社会に関する政策」と「出入国管理政策」とを調和させ今後の外国人政策の「柱」と位置付けながら、より総合的・体系的なものとして推進していくことが重要。

IV 当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進について

(1) 総論

- 以上の考え方に立って、外国人との共生社会に関する政策を、出入国及び在留管理政策と調和させながら積極的に推進。その際、以下の点に留意。
 - ・ 各省施策の連携強化
 - ・ 国と地方の連携強化（地域差に配慮した丁寧な施策、NPO等との連携等）
 - ・ 課題の明確化と着実な推進、継続的なフォローアップと改善
 - ・ 一般施策の中で外国人にも日本人と共通の配慮をするという視点も必要

(2) 各論

- ① 日本語教育の充実（日本語教育事業の推進、人材育成など）
- ② 子どもの教育機会の確保（公立学校での受入体制の整備、不登校・不就学対策など）
- ③ 雇用・労働環境の整備（関係法令に基づく適正な労働条件の確保、職業訓練の実施など）
- ④ 社会保障の適用促進等（未加入等の指導監督、社会保障協定の締結促進など）
- ⑤ 情報の多言語化（ポータルサイトの整備、災害等緊急時の情報提供体制の構築、入国前の情報提供体制構築、運転免許学科試験の多言語化など）
- ⑥ 住居の安定確保（民間賃貸住宅への入居支援など）
- ⑦ 治安問題への対応（来日外国人犯罪の取締り推進、防犯対策など）

⑧ 在留期間の適正な運用

V 今後の検討課題等について

(1) 今後の検討課題について

- 「生活者としての外国人に関する総合的対応策」(平成18年12月)の見直し。
- 併せて、以下の点等についても検討を進める。
 - ・ 現状把握のための調査等の実施と地方自治体・国民への情報提供の検討。
 - ・ 外国人との共生社会の実現状況に関する一定の定量的指標（アウトカム指標）の検討。
 - ・ 各種の外国人に関連するデータの相互連携や把握・提供のあり方等についての検討（個人情報保護に留意）。
 - ・ 日本語習得状況、子どもの就学状況、雇用保険・社会保険の加入等を在留期間更新・永住許可等の手続きと関連付けられないかについての検討。
- 諸外国の経験や国際比較を踏まえつつ、外国人との共生社会の実現に向けた役割分担、社会的コスト負担のあり方等についても、引き続き検討。
- 中長期的には、外国人との共生社会に関する政策の基本となる法律の可否や、包括的に推進する組織体制のあり方等も検討課題。

(2) 外国人の受入れのあり方も含めた日本社会の「グランドデザイン」に関する国民的議論の活性化

- 少子高齢化（人口減少）の進展に対しては、少子化対策の推進、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加促進が何より重要であるが、中長期的には、人口減少や経済社会情勢の変化を踏まえた日本の将来像の議論の中で、外国人との関係をどう考えるかの議論も課題。
- また、グローバル化が進展する中、高度外国人材等の外国人を含めた多様性を高めることにより、国際社会の中で開かれた国としての評価を得るといった視点も重要との指摘もある。
- いずれにせよ、外国人の受入れがどのようにあるべきかは、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していくことが必要。積極・慎重様々な議論が予想される中、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要。